

利益相反マネジメント規程

(令和4年島大規則第15号)

(令和4年 3月15日制定)

(令和5年6月6日最終改正)

機密性 1

目次

第1章 総則

第2章 利益相反マネジメントの実施体制

第3章 個人としての利益相反マネジメントの実施方法

第4章 組織としての利益相反マネジメントの実施方法

第5章 教育研修及び守秘義務等

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、島根大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）の教職員等（第2条第4項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が、産学官連携活動その他社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を行う上での利益相反を適正にマネジメントするため必要な事項を定め、透明性の高い産学官連携活動又は公共の利益に資する社会貢献活動を推進することを目的とする。

2 医学部等における人を対象とする医学系研究利益相反マネジメントについては、別に定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程において、利益相反を次のとおり定義し、本学は広義の利益相反をマネジメントの対象とする。

一 「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念をいう。

二 「責務相反」とは、教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っており、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

三 「狭義の利益相反」とは、教職員等又は本学が産学官連携活動等に伴って得る利益（特許の実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と教育・研究という本学における責任が衝突・相反している状態をいう。

四 「個人としての利益相反」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 教職員等の企業等から得る産学官連携活動等に係る個人的な利益が、大学における当該教職員等の責任と相反する状況にあること。

ロ 教職員等の産学官連携活動に係る兼業先に対する責任が、大学における当該教職員等の責任と相反する状況にあること。

五 「組織としての利益相反」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 大学が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。

ロ 大学のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、部局長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。

2 この規程において、「個人としての利益相反マネジメント」とは、本学の教職員等が産学官連携活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が、教職員等としての責務又は公共の利益を損なうことのないよう適正にマネジメントすることをいう。

3 この規程において、「組織としての利益相反マネジメント」とは、本学の組織が産学官連携活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る経済的利益が、組織の社会的責任又は公共の利益を損なうことのないよう適正にマネジメントすることをいう。

4 この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

一 役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）

二 職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条に規定する職員

三 本学において研究等を行う目的に、本学の関係規則に基づき受け入れる者（共同研究取扱規則（平成16年島大規則第83号）第2条第1項第2号に規定する「民間等共同研究員」を除く。）

四 その他第7条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者

5 この規程において「組織」とは、管理学則（平成16年島大学則第1号、以下「管理学則」という。）第9条から第19条の3まで及び第43条から第46条までに規定する学部等及び研究科等並びに事務組織規則（平成18年島大規則第128号）に規定する組織をいう。

（個人としての利益相反マネジメントの対象）

第3条 個人としての利益相反マネジメントは、教職員等が次に掲げる行為を行う場合を対象としてこれを行う。

一 企業及び団体（以下「企業等」という。）と産学官連携活動等を行う

二 企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等（株式買入れ選択権を含む。以下同じ。）を取得する場合又は便益の供与を受ける

三 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する

四 本学の学生等を産学官連携活動等に從事させる

五 その他第8条に規定する利益相反マネジメント専門委員会が、個人としての利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う

（組織としての利益相反マネジメントの対象）

第4条 組織としての利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象としてこれを行う。

一 組織が次に掲げる行為を行う場合

イ 企業等と産学官連携活動等を行う

ロ 企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等を取得する又は便益の供与を受ける

ハ 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する

ニ 本学の学生等を産学官連携活動等に從事させる

ホ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で規定する特定研究成果活用支援事業を行う

ヘ その他第8条に規定する利益相反マネジメント専門委員会が、組織としての利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う

二 役員、副理事（非常勤副理事を除く。）、副学長、組織の長その他別に定める者が、次に掲げる行為を行う場合

イ 企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等を取得する又は便益の供与を受ける

ロ その他第8条に規定する利益相反マネジメント専門委員会が、組織としての利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う

第2章 利益相反マネジメントの実施体制

（利益相反マネジメント総括責任者）

第5条 本学における個人としての利益相反マネジメント及び組織としての利益相反マネジメント（以下「利益相反マネジメント」という。）に関する事務を総括させるため、利益相反マネジメント総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、学長が指名する理事をもって充てる。

(利益相反マネジメント事務責任者)

第6条 総括責任者の命を受け、本学における利益相反マネジメントに関する事務を掌理するため、利益相反マネジメント事務責任者（以下「事務責任者」という。）を置く。

2 事務責任者は、研究・地方創生部長をもって充てる。

(利益相反マネジメント委員会)

第7条 利益相反マネジメントに関する事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という。）を置く。

2 マネジメント委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 利益相反マネジメントに係る学内規則の制定及び改廃に関する事項
- 二 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- 三 第12条に規定する不服申立てに係る再審査及び回避要請等に関する事項
- 四 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項
- 五 学外からの利益相反の指摘への対応に関する事項
- 六 その他本学の利益相反マネジメントに関する重要な事項

3 マネジメント委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 総括責任者
 - 二 学長が指名する理事
 - 三 オープンイノベーション推進本部長
 - 四 研究マネジメント委員会（研究マネジメント委員会規程（令和4年島大規則第150号）に定める研究マネジメント委員会をいう。）委員から3名
 - 五 研究・地方創生部長
 - 六 その他マネジメント委員会が必要と認めた者 若干名
- 4 前項第6号に定める委員の任期は2年とし、学長が任命する。
- 5 マネジメント委員会に委員長を置き、委員長は総括責任者をもって充てる。
- 6 マネジメント委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 7 マネジメント委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 8 マネジメント委員会は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利益相反マネジメント専門委員会)

第8条 マネジメント委員会に、第11条及び第16条に定める利益相反に係る審査及び回避要請を行うため、利益相反マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 オープンイノベーション推進本部長
- 二 研究・地方創生部研究推進課長
- 三 総務部人事労務課長
- 四 オープンイノベーション推進本部を担当する職員 若干名
- 五 地域未来協創本部を担当する職員 若干名

3 前項第4号及び第5号に定める委員の任期は2年とし、学長が任命する。

4 専門委員会に委員長を置き、委員長は第2項第1号に定める委員をもって充てる。

5 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

6 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

7 専門委員会は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利益相反マネジメントアドバイザー)

第9条 マネジメント委員会及び専門委員会に対し、専門的見地からアドバイスを行うため、利益相反マネジメントアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、学外の専門家を当て、学長が委嘱する。

第3章 個人としての利益相反マネジメントの実施方法

（申告）

第10条 教職員等は、所定の時期に、利益相反の状況について専門委員会に申告しなければならない。

2 教職員等は、第3条各号に規定する行為を行うときは、事前に利益相反の状況について専門委員会に申告しなければならない。

3 申告について必要な事項は、別に定める。

（審査及び回避要請）

第11条 専門委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査のうえ、当該申告を行った教職員等に対し、承認又は回避要請の別を通知する。

2 専門委員会は、前項の規定による通知の前に必要と認めた場合は、当該申告に係る調査を行うことができる。

3 専門委員会は、第1項の規定により回避要請の通知を行った場合には、マネジメント委員会に報告する。

4 マネジメント委員会は、前項の報告を受けた場合は、学長に報告する。

5 専門委員会は、第1項の規定により回避要請の通知を行った教職員等の回避措置の実施状況等を確認するため、必要と認める場合は、当該教職員等に対し調査を行うことができる。

（不服申立て）

第12条 前条第1項の規定により回避要請の通知を受けた教職員等は、通知の日の翌日から起算して14日以内にマネジメント委員会に対し、書面により不服申立てをすることができる。

2 マネジメント委員会は不服申立てが行われた場合、不服申立ての内容を審査の上、その申立てが相当であると認めた場合、再審査を行う。

3 マネジメント委員会は、不服申立ての内容が相当でない場合には前項の審査の結果を、前項の再審査を行った場合には再審査の結果を当該教職員等に通知する。

4 不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合、総括責任者はマネジメント委員会に専門性を有する者を招聘し、その者から意見を聴くことができる。

（学外からの指摘への対応）

第13条 第10条の規定により申告を行った教職員等に関し、学外から利益相反の指摘があったときは、総括責任者は専門委員会での審査内容を確認し、マネジメント委員会において対応を審議したうえで、本学として必要な説明を行う。

第4章 組織としての利益相反マネジメントの実施方法

（利益相反状況の把握等）

第14条 組織の長は、専門委員会から求めがあったときは、当該組織が保有する第4条第1号に掲げる組織としての利益相反マネジメントの対象に係る情報を提供しなければならない。

2 専門委員会は、前項の情報及び第10条に規定する申告により得られた第4条第2号に掲げる組織としての利益相反マネジメントの対象となる情報に基づき、利益相反の状況を把握し、適正に管理するものとする。

（申告）

第15条 組織の長は、当該組織が次に掲げる行為を行うときは、事前にその旨を、専門委員会に申告しなければならない。

- 一 一定額以上の研究費を受け入れる共同研究、受託研究等の契約
- 二 一定額以上の物品又はサービス等を購入
- 三 共同研究講座又は共同研究部門の設置

四 寄附講座又は寄附研究部門の設置

五 産業競争力強化法で規定する特定研究成果活用支援事業の実施

六 その他専門委員会が別に定める行為

2 申告について必要な事項は、別に定める。

(審査及び要回避)

第16条 専門委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査のうえ、当該申告を行った組織の長に対し、承認又は要回避の別を通知する。

2 専門委員会は、前項の規定による通知の前に必要と認めた場合は、当該申告に係る調査を行うことができる。

3 専門委員会は、第1項の規定により要回避の通知を行った場合には、マネジメント委員会に報告する。

4 マネジメント委員会は前項の報告を受けた場合は、学長に報告する。

5 学長は、前項の報告を踏まえ、当該通知に係る行為を回避し、又は、必要と認めるときは組織の長に対し当該報告に係る行為の回避を指示する。

(学外からの指摘への対応)

第17条 学外から組織に係る利益相反の指摘があったときは、総括責任者は専門委員会での審査内容を確認し、マネジメント委員会において対応を審議したうえで、学長及び当該組織の長と協議し、本学として必要な説明を行う。

第5章 教育研修及び守秘義務等

(教育研修)

第18条 総括責任者は、教職員等に対し、利益相反について理解を深め利益相反マネジメントに関する意識の高揚を図るため、マネジメント委員会において教育研修の実施に関する事項を審議したうえで、必要な教育研修を行うものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第19条 本規程で定める利益相反マネジメントの関する事務に関与する者は、その事務に係る秘密の保持と知り得た個人情報の保護を徹底しなければならない。その事務に関わらなくなった後も同様とする。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、研究・地方創生部研究推進課において処理する。

(雑則)

第21条 この規程の定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 利益相反マネジメント規程（平成18年島大規則第155号）は廃止する。

附 則（令和4年3月22日一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日一部改正）

この規程は、令和5年3月7日から施行する。

附 則（令和5年6月6日一部改正）

1 この規程は、令和5年6月6日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される第7条第3項第6号の委員、第8条第2項第4号の委員及び同項第5号の委員の任期は、第7条第4項及び第8条第3項の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。